第1章 景観施策及び居住機能・都市機能の誘導施策の 効果の分析

景観施策及び居住機能・都市機能の誘導施策の連携を図る上では、景観法の活用、特に今よりも景観計画の策定状況を高めることで、用途誘導の際に景観計画による景観誘導を図ることが求められる。このことから、景観施策の活用状況の整理、分析を実施し、その上で景観計画策定の促進に向けた短期的な施策の検討を行った。また、検討において収集した知見はリーフレットとして取りまとめた。

1-1 景観施策の活用状況の整理、分析

(1)景観法フォローアップ調査

1)調査概要

景観法の活用状況を把握するため、景観法活用以前の取組み状況に関する内容、景観行政団体への移行に関する内容、景観計画の策定に関する内容について、全ての地方公共団体へアンケート調査を実施した。調査概要は以下の通りである。

表 調査の概要

調査期間	平成 28 年 4 月		
調査対象	全地方公共団体 1,788 団体(平成 28 年 3 月末現在)		
調査主体	国土交通省 公園緑地·景観課		
	○景観法活用以前の取組み状況に関する内容		
調査項目	○景観行政団体への移行に関する内容		
	○景観計画の策定に関する内容		
回答団体数(回収率)	1,788 団体(100%)		

2)調査結果

Q1 景観行政団体への移行状況

景観行政団体への移行は、都道府県並びに政令市、中核市以外の地方公共団体(以下、 その他の地方公共団体)の自主性に基づいているところであるが、その他の地方公共団体 における景観行政団体の意向状況は3割強となっている。

〇人口規模によるクロス集計について

人口規模との関係性に着目をすると、景観行政団体へ未移行の地方公共団体のうち、約 8割の地方公共団体が人口5万人未満となっている。

図 人口規模別の景観行政団体へ未移行の地方公共団体

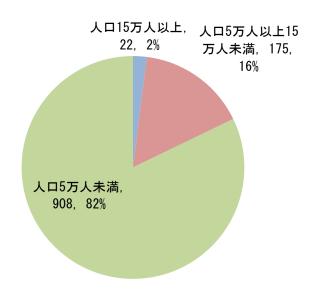


表 人口規模別の景観行政団体へ未移行の地方公共団体

	人口 15 万以上	人口 5 万以上	人口 5 万未満	合計
		15 万人未満		
景観行政団体へ未移	22	175	908	1105
行の地方公共団体	2.0%	15.8%	82.2%	100.0%

*国勢調査(H27)のデータと組み合わせてクロス集計(母数=景観行政団体へ「未移行」と回答した地方公共団体 1,105)

○自主条例等の有無によるクロス集計について

自主条例や任意計画と策定状況との関係性に着目すると、自主条例の制定又は任意計画があると回答している地方公共団体で景観行政団体へ未移行の地方公共団体は、1割程度であり、自主条例及び任意計画はないと回答している地方公共団体は9割程度存在している。

図 自主条例等の有無別の景観行政団体への未移行の地方公共団体

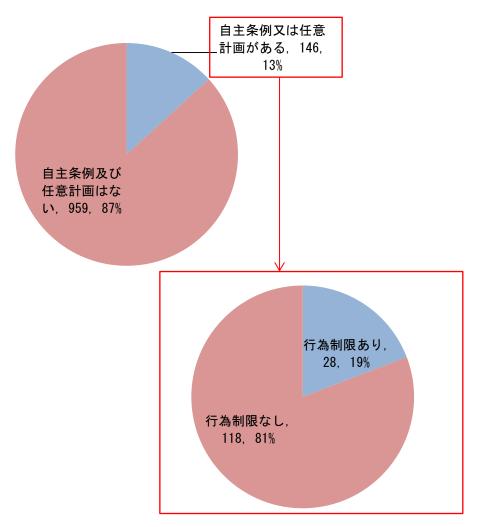


表 自主条例等の有無別の景観行政団体への未移行の地方公共団体

	自主条例又は任意計画がある	自主条例及び任意計画はない
景観行政団体へ未移	146	959
行の地方公共団体	13.2%	86.8%

(母数=景観行政団体へ「未移行」と回答した地方公共団体 1, 105)

表 自主条例等における行為制限の有無別の景観行政団体への未移行の地方公共団体

	行為制限あり	行為制限なし
景観行政団体へ未移	28	118
行の地方公共団体	19.2%	80.8%

(母数=「自主条例又は任意計画がある」と回答した地方公共団体 146)

Q2 景観行政団体への移行予定と移行予定年度

景観行政団体へ移行していない地方公共団体における景観行政団体への移行予定は、1 割未満と少なくなっている。

「移行予定あり」と回答した地方公共団体のうち、2割程度は平成28年度に移行予定ありと回答しており、平成31年度までに移行予定ありと回答した地方公共団体は約6割となっている。

図 景観行政団体への移行予定と移行予定時期

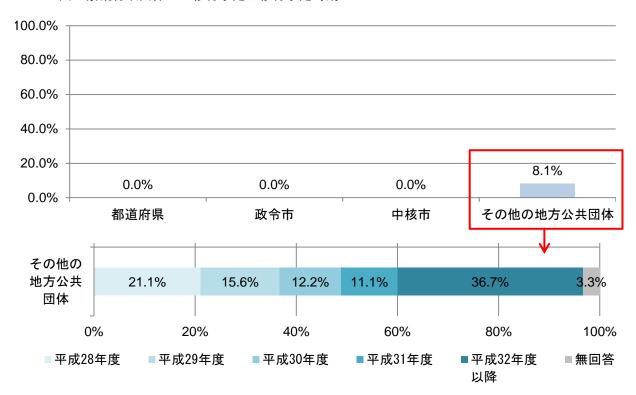


表 景観行政団体への移行予定

	移行予定あり	移行予定なし
都道府県	0	0
	0.0%	0.0%
政令市	0	0
	0.0%	0.0%
中核市	0	0
	0.0%	0.0%
その他の地方公共	90	1,015
団体	8.1%	91.9%
合計	90	1015
	8.1%	91.9%

(母数=景観行政団体へ「未移行」と回答した地方公共団体 1,105) * 都道府県、政令市、中核市は法定の景観行政団体

図 景観行政団体への移行予定時期

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	無回答
都道府県	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
中核市	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他の	19	14	11	10	33	3
地方公共 団体	21.1%	15.6%	12.2%	11.1%	36.7%	3.3%
合計	19	14	11	10	33	3
	21.1%	15.6%	12.2%	11.1%	36.7%	3.3%

(母数=景観行政団体に「移行予定あり」と回答した地方公共団体 90)

〇人口規模によるクロス集計について

人口規模との関係性に着目し、景観行政団体へ移行予定のない地方公共団体をみると、 Q1の人口規模別の景観行政団体へ未移行の地方公共団体の結果と概ね合致している。

図 人口規模別の景観行政団体へ移行予定のない地方公共団体

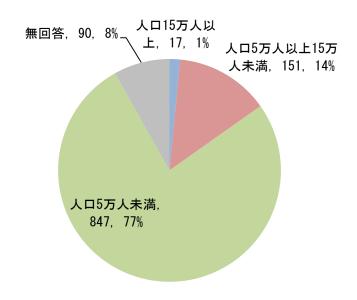


表 人口規模別の景観行政団体へ移行予定のない地方公共団体

	人口 15 万人	人口 5 万人以上	人口 5 万人	無回答	合計
	以上	15 万人未満	未満		
景観行政団体へ移行予定	17	151	847	90	1105
のない地方公共団体	1.5%	13.7%	76.7%	8.1%	100.0%

*国勢調査(H27)のデータと組み合わせてクロス集計(母数=景観行政団体へ「未移行」と回答した地方公共団体 1,105)

Q3 景観行政団体へ移行予定のない理由

景観行政団体へ移行予定がない理由は、「必要性・優先性が無い」と回答する地方公共 団体が多く、次いで「既存の施策で対応できている」、「人員・体制上の課題」等を理由 として挙げている。

図 景観行政団体へ移行予定のない理由(複数回答あり)

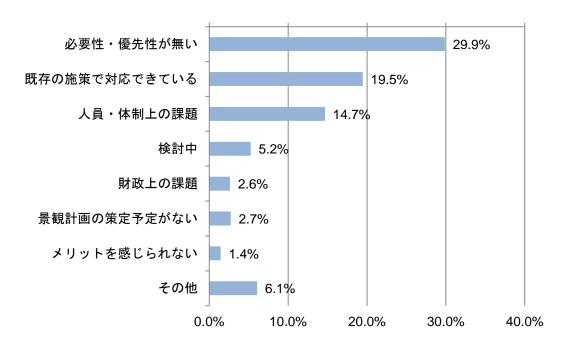


表 景観行政団体へ移行予定のない理由(複数回答あり)

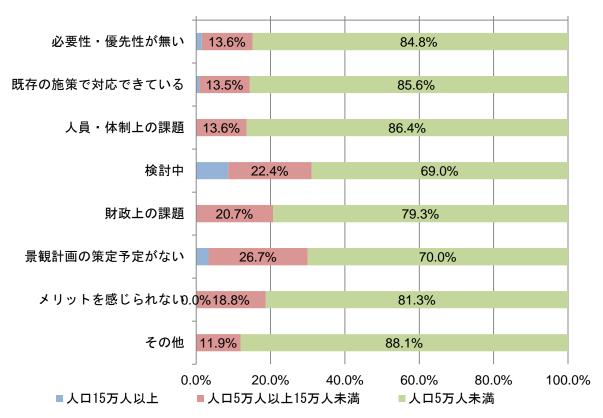
	必要性・ 優先性 が無い	既存の施 策で対応 できてい る	人員・体制 上の課題	検討中	財政上 の課題	景観計 画の策 定予定 がない	メリットを 感じられ ない	その他
その他の	330	215	162	58	29	30	16	67
地方公共 団体	29.9%	19.5%	14.7%	5.2%	2.6%	2.7%	1.4%	6.1%

(母数=景観行政団体へ「未移行」と回答した地方公共団体 1,105) *回答のあった地方公共団体数は 839 団体

〇人口規模によるクロス集計について

地方公共団体の人口規模に着目し、景観行政団体へ移行予定のない理由をみると、「検 討中」と回答する人口規模5万以上の地方公共団体の割合が多くなっている一方で、「景 観計画の策定予定がない」と回答する人口規模5万以上の割合も多くなっている。

図 人口規模別の景観行政団体へ移行予定のない理由(複数回答あり)



*国勢調査(H27)のデータと組み合わせてクロス集計

表 人口規模別の景観行政団体へ移行予定のない理由(複数回答あり)

	必要性・ 優先性 が無い	既存の施 策で対応 できてい る	人員・体制 上の課題	検討中	財政上 の課題	景観計 画の策 定予定 がない	メリットを 感じられ ない	その他
人口 15 万人	5	2	0	5	0	1	0	0
以上	1.5%	0.9%	0.0%	8.6%	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%
人口 5 万人以	45	29	22	13	6	8	3	8
上 15 万人未満	13.6%	13.5%	13.6%	22.4%	20.7%	26.7%	18.8%	11.9%
人口 5 万人	280	184	140	40	23	21	13	59
未満	84.8%	85.6%	86.4%	69.0%	79.3%	70.0%	81.3%	88.1%
合計	330	215	162	58	29	30	16	67

(母数=景観行政団体へ「未移行」と回答した地方公共団体 1,105)

○自主条例等の有無によるクロス集計について

自主条例や任意計画の有無の状況との関係性に着目すると、自主条例又は任意計画があると回答した地方公共団体においては、「メリットを感じられない」を挙げている地方公共団体が約3割ある一方で、「検討中」を挙げている地方公共団体他が2割程度ある。

図 自主条例等の有無別の景観行政団体へ移行予定のない理由(複数回答あり)

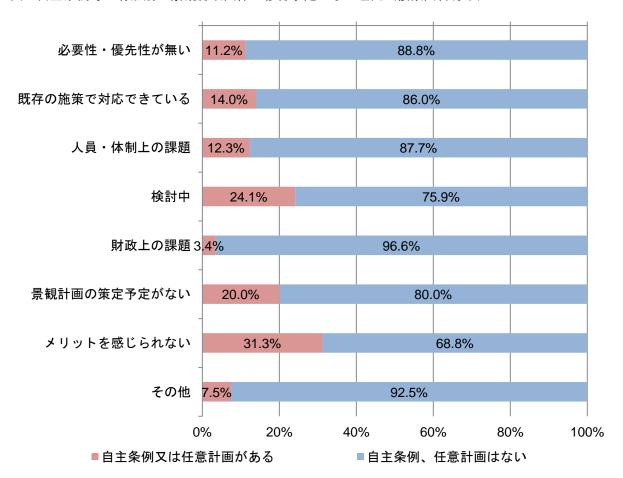


表 自主条例等の有無別の景観行政団体へ移行予定のない理由(複数回答あり)

	必要性・ 優先性 が無い	既存の施 策で対応 できてい る	人員・体制 上の課題	検討中	財政上 の課題	景観計 画の策 定予定 がない	メリットを 感じられ ない	その他
自主条例又は 任意計画があ	37	30	20	14	1	6	5	5
る 日本の	11.2%	14.0%	12.3%	24.1%	3.4%	20.0%	31.3%	7.5%
自主条例、任	293	185	142	44	28	24	11	62
意計画はない	88.8%	86.0%	87.7%	75.9%	96.6%	80.0%	68.8%	92.5%
合計	330	215	162	58	29	30	16	67

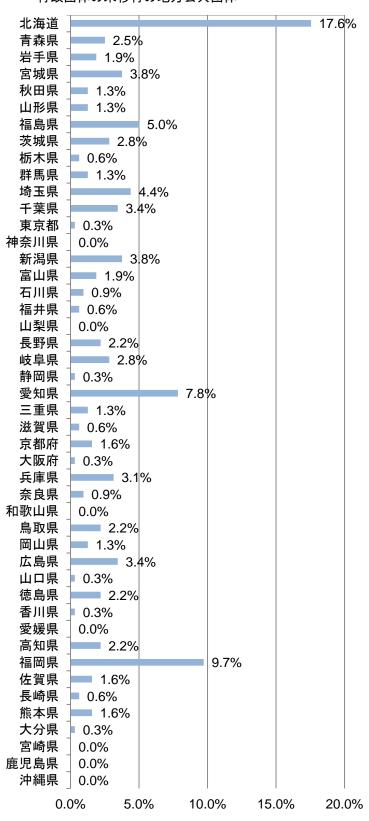
(母数=景観行政団体へ「未移行」と回答した地方公共団体 1,105)

〇都道府県別によるクロス集計について

【必要性・優先性が無い】

都道府県別に景観行政団体への移行予定のない理由に着目すると、「必要性・優先性が無い」と回答する地方公共団体は、北海道では2割、福岡県や愛知県では1割弱となっている。

図表 都道府県別の「必要性・優先性が無い」と回答した景観 行政団体の未移行の地方公共団体



1-10

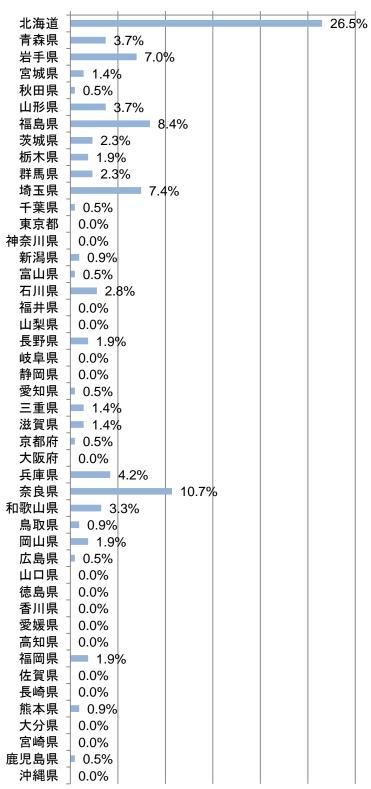
	必要性∙優	先性が無い
北海道	56	17.0%
青森県	8	2.4%
岩手県	6	1.8%
宮城県	12	3.6%
秋田県	4	1.2%
山形県	4	1.2%
福島県	16	4.8%
茨城県	9	2.7%
栃木県	2	0.6%
群馬県	4	1.2%
埼玉県	14	4.2%
千葉県	11	3.3%
東京都	1	0.3%
神奈川県	0	0.0%
新潟県	12	3.6%
富山県	6	1.8%
石川県	3	0.9%
福井県	2	0.6%
山梨県	0	0.0%
長野県	7	2.1%
岐阜県	9	2.7%
静岡県	1	0.3%
愛知県	25	7.6%
三重県	4	1.2%
滋賀県	2	0.6%
京都府	5	1.5%
大阪府	1	0.3%
兵庫県	10	3.0%
奈良県	3	0.9%
和歌山県	11	3.3%
鳥取県	7	2.1%
岡山県	4	1.2%
広島県	11	3.3%
山口県	1	0.3%
徳島県	7	2.1%
香川県	1	0.3%
愛媛県	0	0.0%
高知県	7	2.1%
福岡県	31	9.4%
佐賀県	5	1.5%
長崎県	2	0.6%
熊本県	5	1.5%
大分県	1	0.3%
宮崎県	0	0.0%
鹿児島県	0	0.0%
沖縄県	0	0.0%
合計	330	100.0%

【既存の施策で対応できている】

都道府県別に景観行政団体への移行予定のない理由に着目すると、既存の施策で対応で きていると回答する地方公共団体は、北海道では約3割、奈良県では1割強の地方公共団

体が回答している。

図表 都道府県別の「既存の施策で対応できている」と回答した景観行政団体の未移行の地方公共団体



0.00/	E 00/	40.00/	45 00/	20.00/	25 00/	20.00/
0.0%	5.0%	10.0%	15.0%	20.0%	25.0%	30.0%

	既存の施策 ⁻	で 対応できている
北海道	57	26.5%
青森県	8	3.7%
岩手県	15	7.0%
宮城県	3	1.4%
秋田県	1	0.5%
山形県	8	3.7%
福島県	18	8.4%
茨城県	5	2.3%
	4	1.9%
栃木県	5	2.3%
群馬県		7.4%
埼玉県 エギ県	16	
千葉県	1	0.5%
東京都	0	0.0%
神奈川県	0	0.0%
新潟県	2	0.9%
富山県	1	0.5%
石川県	6	2.8%
福井県	0	0.0%
山梨県	0	0.0%
長野県	4	1.9%
岐阜県	0	0.0%
静岡県	0	0.0%
愛知県	1	0.5%
三重県	3	1.4%
滋賀県	3	1.4%
京都府	1	0.5%
大阪府	0	0.0%
兵庫県	9	4.2%
奈良県	23	10.7%
和歌山県	7	3.3%
鳥取県	2	0.9%
岡山県	4	1.9%
広島県	1	0.5%
山口県	0	0.0%
徳島県	0	0.0%
香川県	0	0.0%
愛媛県	0	0.0%
高知県	0	0.0%
福岡県	4	1.9%
佐賀県	0	0.0%
長崎県	0	0.0%
熊本県	2	0.9%
大分県	0	0.0%
宮崎県	0	0.0%
鹿児島県	1	0.5%
沖縄県	0	0.0%
711中47下	215	100.0%

Q4 景観計画の策定状況

景観計画の策定は、都道府県においては、都道府県下の市区町村の意向を尊重する都道 府県がいるために策定が進んでいないこともあることから、ここでは市区町村(政令市、 中核市、その他の地方公共団体)の景観計画策定済みの景観行政団体の属性を把握する。

〇人口規模によるクロス集計について

人口規模との関係性に着目し、景観計画策定済みの景観行政団体をみると、市区町村(政令市、中核市、その他の地方公共団体)の4割の景観行政団体が人口5万人未満となっている。

図 人口規模別の景観計画策定済みの景観行政団体(政令市、中核市、その他の地方公共団体)

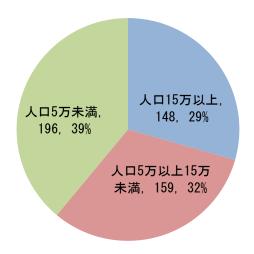


表 人口規模別の景観計画策定済みの景観行政団体(政令市、中核市、その他の地方公共団体)

	人口 15 万人	人口 5 万人以上	人口 5 万人	合計
	以上	15 万人未満	未満	
景観計画策定済みの 景観行政団体(政令	148	159	196	503
市、中核市、その他の地方公共団体)	29.4%	31.6%	39.0%	100.0%

(母数=景観計画を「策定済み」と回答した景観行政団体(政令市、中核市、その他の地方公共団体)503)

Q5 景観計画の策定に要した期間

景観計画の策定に要した時間は、景観計画を策定した地方公共団体の約3割が2年以上3年未満と回答しており、これをピークに前後数年が多くなっており、1年以上4年未満と回答した地方公共団体は約7割となっている。5年以上の時間を要したと回答した地方公共団体はあまり見られない。

図 景観計画の策定に要した期間

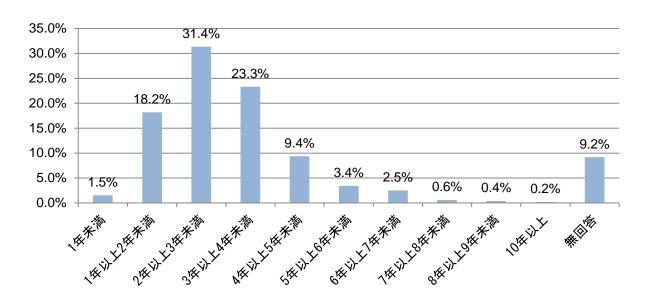


表 景観計画の策定に要した期間

	1年	1 年以上	2 年以上	3 年以上	4年以上	5 年以上
	未満	2 年未満	3 年未満	4 年未満	5 年未満	6 年未満
見知到西坡克文2. 四 件	8	95	164	122	49	18
景観計画策定済み団体 	1.5%	18.2%	31.4%	23.3%	9.4%	3.4%

	6 年以上	7年以上	8 年以上	9年	無回答
	7 年未満	8 年未満	9 年未満	以上	無凹台
里知到西 梦中这么四件	13	3	2	1	44
景観計画策定済み団体 	2.5%	0.6%	0.4%	0.2%	8.4%

(母数=景観計画を「策定済み」と回答した景観行政団体 523)

〇人口規模によるクロス集計について

景観計画の策定に要した期間を人口規模に着目してみると、人口規模が小さくなるにつれて、2年未満と回答する地方公共団体の割合は大きくなる一方、2年以上4年未満と回答する地方公共団体の割合は、人口規模が大きくなるにつれて大きくなるなっている。

図 人口規模別の景観計画の策定に要した期間

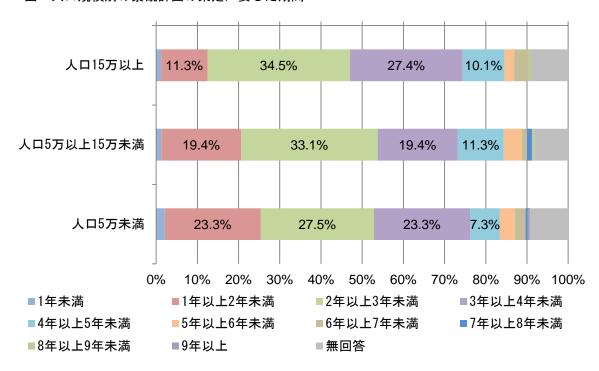


表 人口規模別の景観計画の策定に要した期間

	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満
人口 15 万人	2	19	58	46	17	4
以上	1.2%	11.3%	34.5%	27.4%	10.1%	2.4%
人口 5 万人以上	2	31	53	31	18	7
15 万人未満	1.3%	19.4%	33.1%	19.4%	11.3%	4.4%
人口 5 万人	4	45	54	45	14	7
未満	2.1%	23.3%	27.5%	23.3%	7.3%	3.6%
合計	8	95	164	122	49	18

	6 年以上 7 年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9 年以上	無回答
人口 15 万人	6	0	1	0	15
以上	3.6%	0.0%	0.6%	0.0%	8.9%
人口 5 万人以上	2	2	1	0	13
15 万人未満	1.3%	1.3%	0.6%	0.0%	8.1%
人口 5 万人	5	1	0	1	18
未満	2.6%	0.5%	0.0%	0.5%	9.3%
合計	13	3	2	1	44

*国勢調査(H27)のデータと組み合わせてクロス集計

(母数=景観計画を「策定済み」と回答した景観行政団体 523)

○財政力指数によるクロス集計について

景観計画の策定に要した期間を財政力指数に着目すると、財政力指数が小さくなるにつれて、2年未満と回答する地方公共団体の割合は大きくなる一方、2年以上4年未満と回答する地方公共団体の割合は、財政力指数が大きくなるにつれて大きくなるなっている。

図 財政力指数の状況別による景観計画の策定に要した期間

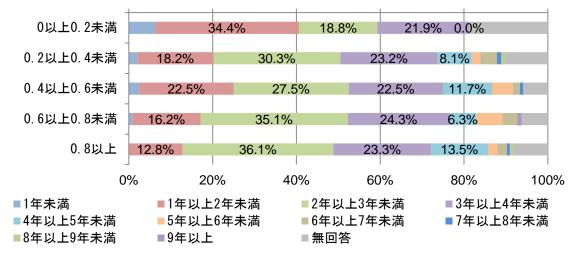


表 財政力指数の状況別による景観計画の策定に要した期間

	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満
0 以上 0.2 未満	2	11	6	7	0	0
0 以工 0.2 不问	6.3%	34.4%	18.8%	21.9%	0.0%	0.0%
0.2 以上 0.4 未満	2	18	30	23	8	2
0.2 以上 0.4 水涧	2.0%	18.2%	30.3%	23.2%	8.1%	2.0%
0.4 以上 0.6 未満	3	27	33	27	14	6
0.4 以工 0.0 不凋	2.5%	22.5%	27.5%	22.5%	11.7%	5.0%
0.6 以上 0.8 未満	1	18	39	27	7	7
0.0 以上 0.8 木油	0.9%	16.2%	35.1%	24.3%	6.3%	6.3%
0.8 以上	0	17	48	31	18	3
	0.0%	12.8%	36.1%	23.3%	13.5%	2.3%
合計	8	95	164	122	49	18

	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9年以上	無回答
0 以上 0.2 未満	0	0	0	0	6
0以上 0.2 木両	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	18.8%
0.2 以上 0.4 未満	4	1	1	0	10
0.2 以上 0.4 不冲	4.0%	1.0%	1.0%	0.0%	10.1%
0.4 以上 0.6 未満	2	1	0	0	7
0.4 以上 0.0 不凋	1.7%	0.8%	0.0%	0.0%	5.8%
0.6 以上 0.8 未満	4	0	0	1	7
0.0 以上 0.0 不何	3.6%	0.0%	0.0%	0.9%	6.3%
0011 6	3	1	1	0	11
0.8 以上	2.3%	0.8%	0.8%	0.0%	8.3%
合計	13	3	2	1	44

*地方公共団体の主要財政指標のデータと組み合わせてクロス集計(母数=景観計画を「策定済み」と回答した景観行政団体 523)

Q6 景観計画区域と行政区域の関係性

策定した景観計画の対象区域は、当該地方公共団体の行政区域と一致すると回答した地 方公共団体は9割となっている。一方で、一部区域を対象と回答した地方公共団体は、都 道府県では3割と多い一方、それ以外の地方公共団体では1割以下となっている。

図 景観計画区域と行政区域の関係性

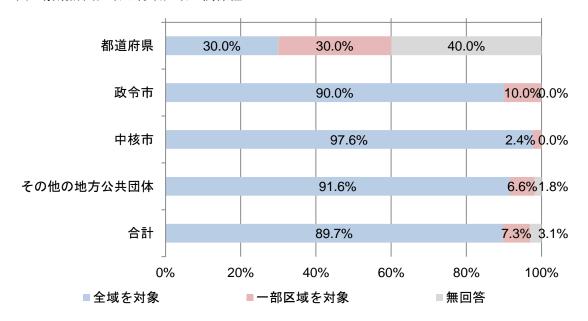


表 景観計画区域と行政区域の関係性

	全域を対象	一部区域を対象	無回答
都道府県	6	6	8
	30.0%	30.0%	40.0%
政令市	18	2	0
	90.0%	10.0%	0.0%
中核市	41	1	0
	97.6%	2.4%	0.0%
その他の地方公共	404	29	8
団体	91.6%	6.6%	1.8%
合計	469	38	16
	89.7%	7.3%	3.1%

(母数=景観計画を「策定済み」と回答した景観行政団体 523)

〇人口規模によるクロス集計について

その他の地方公共団体における景観計画区域と行政区域の関係性を人口規模に着目してみると、一部区域を対象としている地方公共団体は、人口規模が小さくなるにつれて大きくなっている。

図 その他の地方公共団体における人口規模別の景観計画区域と行政区域の関係性

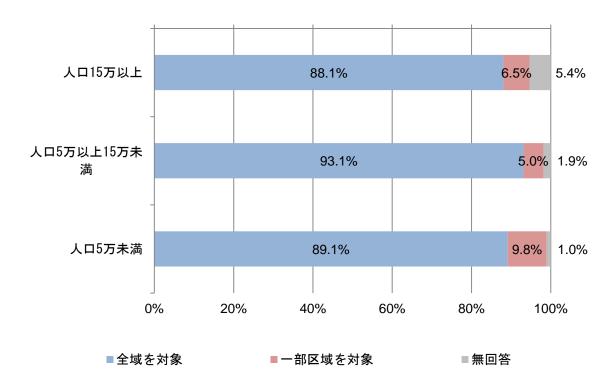


表 その他の地方公共団体における人口規模別の景観計画区域と行政区域の関係性

	全域を対象	一部区域を対象	無回答
人口 15 万人 以上	142	5	1
	95.9%	3.4%	0.7%
人口 5 万人	149	8	2
以上 15 万人未満	93.7%	5.0%	1.3%
人口 5 万人	172	19	5
未満	87.8%	9.7%	2.6%
合計	463	32	8
	92.0%	6.4%	1.6%

*国勢調査(H27)のデータと組み合わせてクロス集計

(母数=景観計画を「策定済み」と回答した景観行政団体(政令市、中核市、その他の地方公共団体)503)

○財政力指数によるクロス集計について

その他の地方公共団体における景観計画区域と行政区域の関係性を財政力指数との関係性に着目してみると、財政力指数が小さくなるにつれて、一部区域を対象にしていると回答する地方公共団体が大きくなっている。

図 財政力指数の状況別による景観計画区域と行政区域の関係性

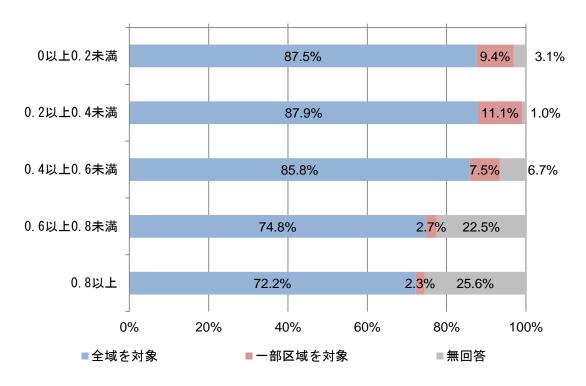


表 財政力指数の状況別による景観計画区域と行政区域の関係性

	全域を対象	一部区域を対象	無回答
0 以上 0.2 未満	28	3	1
0以上 0.2 未凋	87.5%	9.4%	3.1%
0.2 以上 0.4 未満	87	11	1
0.2 以上 0.4 木凋	87.9%	11.1%	1.0%
0.4 121 1 0.0 + 7#	103	9	8
0.4 以上 0.6 未満	85.8%	7.5%	6.7%
0.6 以上 0.8 未満	83	3	25
0.0 以上 0.8 未凋	74.8%	2.7%	22.5%
0.0 121 F	96	3	34
0.8 以上	72.2%	2.3%	25.6%
A=1	397	29	69
合計	80.2%	5.9%	13.9%

*地方公共団体の主要財政指標のデータと組み合わせてクロス集計 (母数=景観計画を「策定済み」と回答した景観行政団体 523)

Q7 景観計画策定に必要な業務の外部委託の有無

景観計画の策定において、必要な業務を外部委託していると回答した地方公共団体は、 8割弱となっており、多くの地方公共団体が外部委託により計画策定を行っている。その 中でも、都道府県では5割程度に留まっている。

図 景観計画策定に必要な業務の外部委託の有無

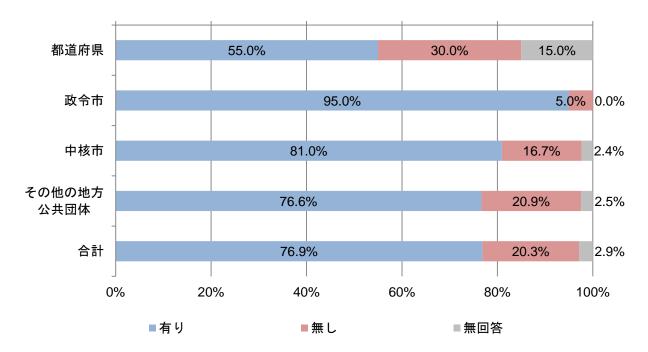


表 景観計画策定に必要な業務の外部委託の有無

	有り	無し	無回答		
都道府県	11	6	3		
	55.0%	30.0%	15.0%		
政令市	19	1	0		
	95.0%	5.0%	0.0%		
中核市	34	7	1		
	81.0%	16.7%	2.4%		
その他の地方公共	338	92	11		
団体	76.6%	20.9%	2.5%		
合計	402	106	15		
	76.9%	20.3%	2.9%		

(母数=景観計画を「策定済み」と回答した景観行政団体 523)

〇人口規模によるクロス集計について

その他の地方公共団体における景観計画策定に必要な業務の外部委託との関係性を人口規模に着目してみると、外部委託を有りと回答している地方公共団体は、人口規模が小さくなるにつれて小さくなっている。

図 人口規模別の景観計画策定に必要な業務の外部委託の有無

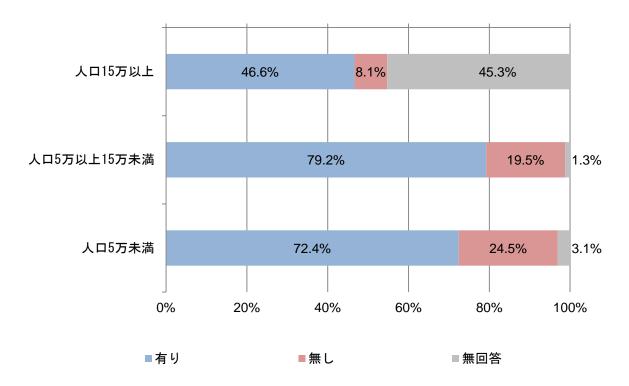


表 人口規模別の景観計画策定に必要な業務の外部委託の有無

	有り	無し	無回答
人口 15 万人	69	12	67
以上	46.6%	8.1%	45.3%
人口 5 万人 以上 15 万人未満	126	31	2
	79.2%	19.5%	1.3%
人口 5 万人 未満	142	48	6
	72.4%	24.5%	3.1%
合計	337	91	75
	67.0%	18.1%	14.9%

*国勢調査(H27)のデータと組み合わせてクロス集計

(母数=景観計画を「策定済み」と回答した景観行政団体(政令市、中核市、その他の地方公共団体)503)

○財政力指数によるクロス集計について

その他の地方公共団体における景観計画策定に必要な業務の外部委託との関係性を財政力指数に着目してみると、外部委託を無しと回答している地方公共団体は、財政力指数が小さくなるにつれて大きくなっている。

図 財政力指数の状況別による景観計画策定に必要な業務の外部委託の有無

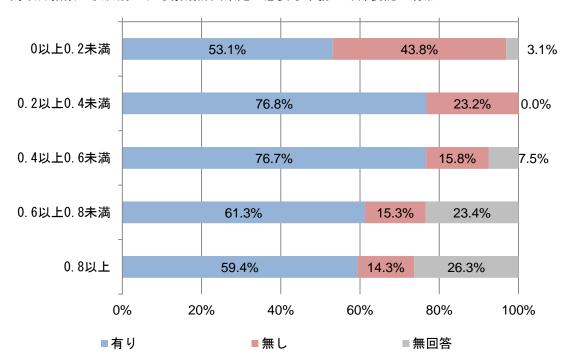


表 財政力指数の状況別による景観計画策定に必要な業務の外部委託の有無

	有り	無し	無回答
0.101.15.00.4.7#	17	14	1
0 以上 0.2 未満	53.1%	43.8%	3.1%
0.2 以上 0.4 未満	76	23	0
0.2 以上 0.4 未凋	76.8%	23.2%	0.0%
0.4 以上 0.6 未満	92	19	9
0.4 以上 0.0 不凋	76.7%	15.8%	7.5%
0.6 以上 0.8 未満	68	17	26
0.0 以上 0.8 木油 	61.3%	15.3%	23.4%
0.8 以上	79	19	35
0.8 以上	59.4%	14.3%	26.3%
∆ =1	332	92	71
合計	67.1%	18.6%	14.3%

*地方公共団体の主要財政指標のデータと組み合わせてクロス集計 (母数=景観計画を「策定済み」と回答した景観行政団体 523)

Q8 景観計画の策定予定と策定予定年度

景観計画を策定していない景観行政団体における景観計画の策定予定は、5割となっている。

「策定予定あり」と回答した地方公共団体のうち、平成31年度までに「策定予定あり」 と回答した地方公共団体は約8割となっている。

図 景観計画の策定予定と策定予定年度

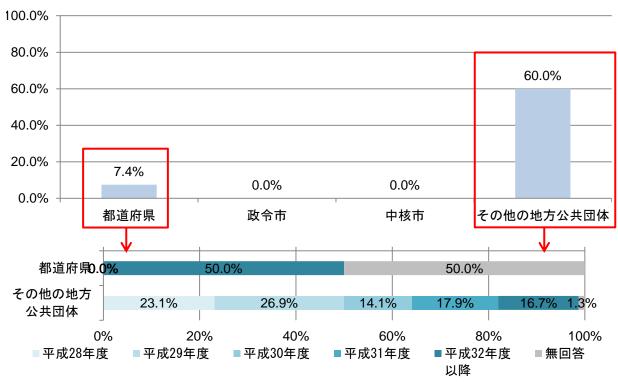


表 景観計画の策定予定

	策定予定あり	策定予定なし (無回答含む)
都道府県	2	25
	7.4%	92.6%
政令市	0	0
	0.0%	0.0%
中核市	0	3
	0.0%	40.0%
その他の地方公共	78	52
団体	60.0%	40.0%
合計	80	80
	50.0%	50.0%

(母数=景観計画を「未策定」と回答した景観行政団体 160)

表 景観計画の策定予定年度

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	無回答
都道府県	0	0	0	0	1	1
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%
政令市	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
中核市	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他の 地方公共	18	21	11	14	13	1
団体	23.1%	26.9%	14.1%	17.9%	16.7%	1.3%
合計	18	21	11	14	14	2
	22.5%	26.3%	13.8%	17.5%	17.5%	2.5%

(母数=景観計画を「策定予定あり」と回答した景観行政団体 80)

Q9 景観計画の策定予定のない理由

景観計画を「未策定」と回答した地方公共団体の計画策定の予定がない理由は、「必要性・優先性が無い」と回答する地方公共団体が多く、次いで「既存の施策で対応できている」、「人員・体制上の課題」等を理由として挙げており、景観行政団体へ移行しない理由と似通っている。

図 景観計画の策定予定のない理由(複数回答あり)

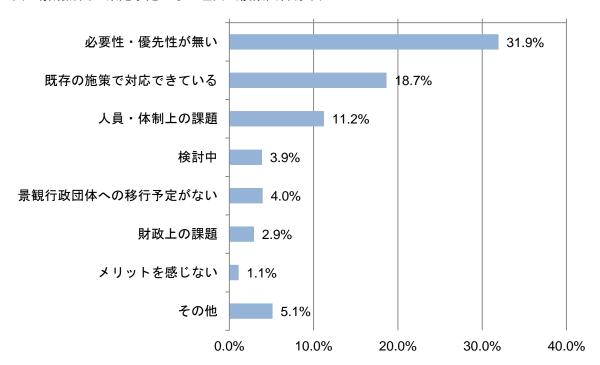


表 景観計画の策定予定のない理由(複数回答あり)

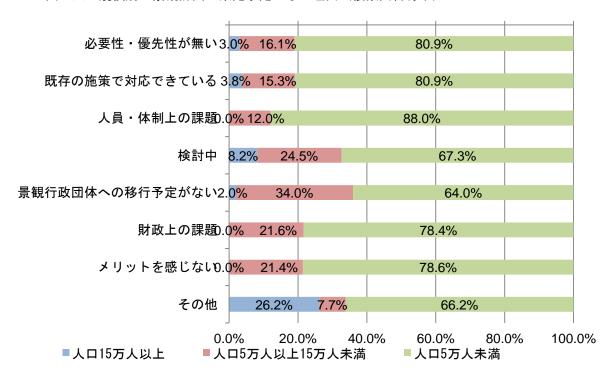
	必要性・優 先性が無 い	既存の施 策で対応 できている	人員・体 制 上 の 課題	検討中	景観行政 団体への 移行予定 がない	財政上 の課題	メリットを 感じない	その他
景観計画を 「未策定」と回	402	232	142	49	50	37	14	49
答した地方公 共団体	31.9%	18.7%	11.2%	3.9%	4.0%	2.9%	1.1%	5.1%

(母数=景観計画を「未策定」と回答した地方公共団体 1,265) *回答のあった地方公共団体数は 948 団体

〇人口規模によるクロス集計について

景観計画の策定予定のない理由を人口規模に着目してみると、全般的に人口規模が5万人未満の自治体の割合が多いものの、人口規模が5万人以上15万人未満の地方公共団体では「景観行政団体への移行予定がない」が3割強挙げられている。

図 人口規模別の景観計画の策定予定のない理由(複数回答あり)



*国勢調査(H27)のデータと組み合わせてクロス集計

表 人口規模別の景観計画の策定予定のない理由(複数回答あり)

	必要性·優先性 が無い	既存の施策で 対応できている	人員·体制上の 課題	検討中
1045 - 1016	12	9	0	4
人口 15 万人以上	3.0%	3.8%	0.0%	8.2%
人口 5 万人以上 15 万人未満	65	36	17	12
	16.1%	15.3%	12.0%	24.5%
人口 5 万人未満	327	191	125	33
	80.9%	80.9%	88.0%	67.3%
合計	404	236	142	49

	景観行政団体	財政上の課題	メリットを感じな	その他
	への移行予定 がない		()	
	73.420.	_	_	
LD 45 T LN L	1	0	0	17
人口 15 万人以上	2.0%	0.0%	0.0%	26.2%
	17	8	3	5
人口 5 万人以上 15 万人未満	34.0%	21.6%	21.4%	7.7%
人口 5 万人未満	32	29	11	43
	64.0%	78.4%	78.6%	66.2%
合計	50	37	14	65

(母数=景観計画を「未策定」と回答した地方公共団体 1,265)

〇自主条例等の有無によるクロス集計について

自主条例や任意計画の有無の状況との関係性に着目すると、自主条例又は任意計画があると回答した地方公共団体においては、「メリット感じない」を挙げている地方公共団体が2割程度あり、次いで「景観行政団体への移行予定がない」、「検討中」、「既存の施策で対応できている」等を挙げている。

図 自主条例等の有無別の景観計画の策定予定のない理由(複数回答あり)

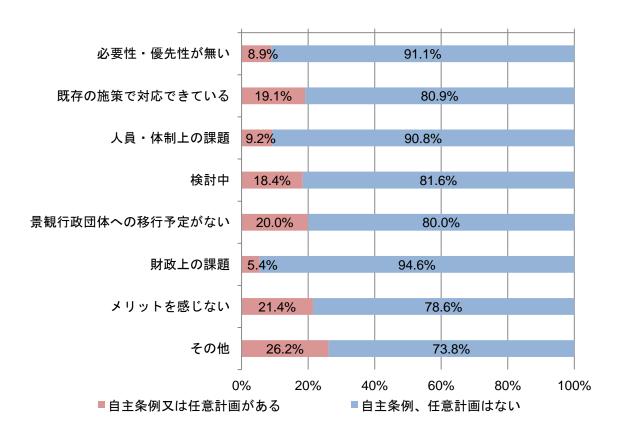


表 自主条例等の有無別の景観計画の策定予定のない理由(複数回答あり)

	必要性・優先性 が無い	既存の施策で 対応できている	人員·体制上の 課題	検討中
自主条例又は任意計画がある	36	45	13	9
	8.9%	19.1%	9.2%	18.4%
自主条例、任意計画はない	368	191	129	40
日土宋例、任息計画はない	91.1%	80.9%	90.8%	81.6%
合計	404	236	142	49

	景観行政団体	財政上の課題	メリットを感じな	その他
	への移行予定		い	
	がない			
自主条例又は任意計画がある	10	2	3	17
	20.0%	5.4%	21.4%	26.2%
自主条例、任意計画はない	40	35	11	48
	80.0%	94.6%	78.6%	73.8%
合計	50	37	14	65

(母数=景観計画を「未策定」と回答した地方公共団体 1,265)

3) 景観計画の策定に係る課題

■市町村を取り巻く気運や情勢に係る課題

景観行政に取り組む上では、住民や事業者からの要望や景観法活用に伴う合意形成など、 住民等の意識が醸成されていないために取り組んでいないとするケースが見られる。また、 景観行政に取り組むことの必要性を行政内部、外部ともに感じていないために、取り組ま れていないケースも見られる。

開発圧力が大きくない市町村においては、定住対策や企業誘致等といった外部から呼び 込むような取り組みをしている状況において、景観の規制がかかることで呼び込みへの摩 擦を生むという懸念から取り組むのに抵抗を感じているケースも見られる。

■既存施策との重複や連携に係る課題

景観法のツールの活用にあたっては、既存施策において同様の施策を展開していること や、連携の必要性が乏しいため、新規に景観計画を策定する必要性が乏しいと認識されて いるケースがある。

景観計画の策定は、景観行政団体として都道府県が景観計画を策定している場合、市町村の立場からすると当該市町村における景観誘導に取り組まれている状況にある。また、自然的土地利用が多い市町村等においては、森林法や自然公園法等といった法令により、結果的に景観の維持・保全が図られていることもある。

■自治体職員等の景観認識に係る課題

景観行政に取り組むにあたり、景観上の課題が生じていないと認識されていることや、 景観形成に力をいれるべき場所はないと認識されているため、景観計画を策定する必要性 が乏しいと認識されているケースがある。

自治体職員の認識においては、行政として取り組まなければならない景観上の課題が生じていないとされており、これには景観の良し悪しの認識レベルの要因等の要因が影響していることも考えられる。また、当該市町村において、保全すべき良好な景観はないなど、景観を守るべき存在として認識されており、新たに創造する景観という認識は乏しい状況もある。

■行政施策としての優先度や市町村長の判断に係る課題

景観行政に取り組む上では、様々な公共サービスを提供する責務をおっている行政組織 として、景観施策の必要性や他の施策との優先度等を鑑みた判断や、当該市町村の方向性 を決定する市町村長の意向も大きく影響を受け、そのために計画策定に至っていないケー スがある。

景観行政団体に移行している団体においては、かつては景観行政に取り組む方針であったものの、市町村長が変わったことにより、景観行政へ取り組む優先順位が下がったため、計画を策定しないケースもある。

■計画策定に伴うノウハウや体制・予算等に係る課題

景観法に基づく各種ツールを活用する上では、景観に限らず建築や都市計画、色彩、ランドスケープ等といった各種の専門知識が求められるとともに、計画策定のためのノウハウが求められるものの、これまで景観行政に取り組んだことのない自治体においては専門性を有した職員が乏しい状況にある。また、計画策定に費やせる人員や予算等もかかることから、計画策定に着手できないケースもある。

■計画運用に伴うノウハウや体制・予算等に係る課題

景観計画の策定と同様に、計画の運用にあたっても、専門知識やノウハウが求められる とともに、運用に費やせる人員や予算等も求められるものの、その人材が職員に不足して いたり、予算確保が困難なケースがある。

届出制度の運用にあたっては、景観形成基準と届出書類との適合性の確認など、専門的な判断が求められる。特に、建築主事のいない市町村においては、事業者とのやり取りは不慣れとなるケースは少なくない。

1-2 景観計画策定の促進に向けた短期的な施策の検討

(1)景観計画策定の促進に向けた対応の方向性

1)景観計画策定に係る課題への対応の方向性の検討

景観計画策定の促進に向け、1-1 で整理した景観計画策定に係る課題を踏まえ、対応の 方向性を整理する。

①市町村を取り巻く気運や情勢に係る課題への対応の方向性

- ○景観まちづくりの効果を提示
 - →景観まちづくりパンフの活用
- ○景観計画策定の効果を提示
- ○補助事業(社会資本、歴まち等)との連携
- ○観光庁との連携支援事業の展開 など

②既存施策との重複や連携に係る課題への対応の方向性

- ○景観計画の活用目的・運用体制等のバリエーションを提示
- ○景観計画策定の効果を提示

③自治体職員等の景観認識に係る課題への対応の方向性

- ○景観計画の活用目的・運用体制等のバリエーションを提示
- ○景観計画策定の効果を提示

④行政施策としての優先度や市町村長の判断に係る課題への対応の方向性

- ○景観計画策定の効果を提示
- ○景観計画の活用目的・運用体制等のバリエーションを提示
- ○補助事業(社会資本、歴まち等)との連携
- ○観光庁との連携支援事業の展開 など

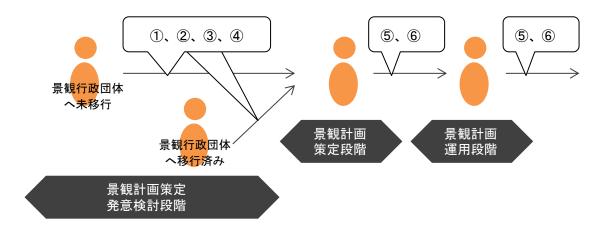
⑤計画策定に伴うノウハウや体制・予算等に係る課題への対応の方向性

- ○計画策定のノウハウを提供
- ○景観計画の活用目的・運用体制等のバリエーションを提示

⑥計画運用に伴うノウハウや体制・予算等に係る課題への対応の方向性

- ○計画策定のノウハウを提供
- ○景観計画の活用目的・運用体制等のバリエーションを提示

図 景観計画策定の促進に向けたアプローチのタイミングと内容



2) 景観計画策定を促す対象と展開の方向性

景観計画策定を促すため、その対象と展開の方向性を以下に整理する。

- ○景観行政団体に移行していない地方公共団体に計画策定を促す
 - 例)都道府県と連携した計画策定の促進アプローチの展開する
- ○景観計画行政団体で計画未策定団体に対して計画策定を促す
 - 例)都道府県が策定して計画内容を下敷きに作成、都道府県が音頭をとって市町村と一緒に策定
- 〇中核市で未策定団体を対象に計画策定を促す
 - 例)個別に計画策定に係るアプローチをかける(市長へのプレゼンなど)
- ○都道府県単位で計画未策定団体を対象に計画策定を促す
 - 例) 都道府県と連携した計画策定の促進アプローチの実施する
- ○景観計画策定を検討中と回答した団体を対象に計画策定を促す
 - 例)個別に計画策定に係るアプローチをかける(市長へのプレゼンなど)
- ○「策定のノウハウがない」と回答した団体を対象に計画策定を促す
 - 例)専門家派遣制度を活用しながら個別にアプローチをかける

(2)景観法の届出制度等を活用した景観協議の工夫に関するリーフレットの作成

(1)を踏まえ、景観法の多様な活用のあり方を主に景観計画未策定団体へ提示するため、計画策定団体における届出制度等を活用した景観協議の工夫に関する知見を収集した。 収集した知見は、地方公共団体等へ広く周知啓発を図るため、リーフレットとして取りま とめた。取りまとめたリーフレットは、次頁以降に示すとおりである。

また、太陽光発電設備の設置に対する景観上の対応について、リーフレットとして取りまとめていない事例をリーフレットの後に整理する。

表 事例一覧

	発現効果の分類	地方公共団体名
1. 景観協議のプロセ	1-1 事前相談や協議による実行性の担	東京都 新宿区
スに係る運用の工夫	保する	神奈川県 鎌倉市
		長野県 小布施町
		兵庫県 神戸市
	1-2 景観の専門家等を交えて、個々の敷	東京都 新宿区
	地に対する基準を判断する体制を構	兵庫県 神戸市
	築する	東京都 墨田区
		神奈川県 茅ヶ崎市
	1-3 定性基準の協議に係る様々な手法	東京都 新宿区
	を確保する	神奈川県 鎌倉市
		長野県 小布施町
		兵庫県 神戸市
		神奈川県 茅ヶ崎市
2. 景観計画策定及び	2-1 地域の実情に応じた景観計画の策	滋賀県 近江八幡市
運用の省力化に係る	定、運用手法の確立する	山口県 宇部市
運用の工夫		長野県 小布施町
		北海道 東川町
	2-2 人材の育成や事務量の省力化する	滋賀県
3. 様々な公益と景観	3-1 様々な公益を調整する景観協議手	福島県
協議の調整に係る運	法の確保する	島根県
用の工夫		静岡県 富士宮市
		神奈川県 秦野市
		京都府 南丹市
		青森県 横浜町
		北海道 稚内市

3-2 屋外広告物	神奈川県 小田原市
	静岡県 富士宮市

表 太陽光発電設備の景観上の対応(1/2)

都道府県 •区市町村	条例·規則等	太陽光発電に係る内容
北海道	北海道景観計画、景観条例、北海道太陽電池・風 力発電設備景観形成ガ イドライン	・太陽電池発電設備の高さ 5m 又は築造面積 2,000 ㎡を越える場合(広域景観形成推進地域では高さ 5m 又は築造面積 1,000 ㎡を越える場合)、届出を行い、景観形成に配慮されているか審査される。 ・太陽電池発電設備を特定した景観育成基準はないものの、工作物に関する景観形成基準を踏まえ、太陽光発電設備等の特徴を捉えた解説や配慮事項を示したガイドラインを作成している。
北海道 函館市	函館市景観計画	・景観形成街路沿道区域においては、地上設置型の太陽光 発電設備を設置する場合は、 公共的な場所から直接見えな いよう配慮 する必要がある。
石川県	石川県景観計画、いしかわ景観総合条例	・太陽光発電設備等(建築設備を除く)の高さが 13m を越える場合(春欄の里景観形成重点地区では高さが 1.5m を越える場合、奥のと里海 日置景観形成重点地区では高さ 5m 又は築造面積の合計が 50 ㎡を越える場合)、事業者は景観形成基準に適合させて届出を行う。 ・春欄の里景観形成重点地区では、太陽光発電設備等を屋根に設置する場合は、パネルの色彩は周辺の屋根材と調和させ、低彩度・低明度のものとし、地上に設置する場合は主要な視点場や公共空間から目立たない位置に設けたり、施工方法を工夫し目立たないデザインにしたり、反射が少ない模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する。 ・奥のと里海日置景観形成重点地区では、屋根に設置する場合は、屋根から突出させず、パネルの色は黒色を原則とし、地上に設置する場合は、岬自然歩道や幹線道路から見えないようにし、やむを得ない場合は植栽に努めることとしている。
長野県駒ヶ根市	駒ヶ根市景観計画、景観 条例	・景観計画区域全域において、地上設置型太陽光発電施設の高さ10mを越える場合(景観育成重点地区は8mを越える場合)、又は設置面積の合計が500㎡を超える場合(景観育成重点地区の場合も同様)、届出を行い、景観形成に配慮されているか審査される。 ・設置する場合は、届出の前に地元住民への説明会の開催、景観育成住民協定が締結されている地域では地元住民協定協議会と事前協議を実施し、届出の際に記録の提出を運用上求めている。 ・地上設置型太陽光発電施設を特定した景観育成基準はない。
長野県茅 野市	茅野市景観計画、景観条 例	・景観計画区域全域において、再生可能エネルギー発電設備 (太陽光発電設備については、出力 10kw 以上のものとし、一般住宅等で自家消費を目的としたものは対象外)全てについて、事業者は景観形成基準に適合させて届出を行う。・建築物に設置する場合は、色彩を建築物に合わせて調和、地上に設置する場合は、再生可能エネルギー発電設備は景観に配慮した目立たない色彩に、太陽光発電設備は太陽光発電モデュールとフレームの色彩はできるだけ同色にする。

表 太陽光発電設備の景観上の対応(2/2)

都道府県 •区市町村	条例·規則等	太陽光発電に係る内容
長野県南箕輪村	南箕輪村景観計画、 景観条例	・景観計画区域全域において、太陽光発電設備等(一定の土地にまとまって自立して設置、建築物の屋根、屋上等に設置するもので太陽光発電設備も含む)のパネル面積が100 ㎡を超える場合、事業者は景観形成基準に適合させて届出を行う。 ・屋根・屋上に設置する場合は、パネルの色彩を黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものを原則とする。・地上に設置する場合は、道路から望見できる場所に設置しないように努め、やむを得ない場合は植栽や格子・ルーバー等の工夫をする。また、パネルは反射が少なく模様が目立たないもの、パネル・枠の色は、黒、濃い灰色、濃紺色とするように務める。
石川県 金沢市	金沢市景観計画	・モジュール面積の合計が 50 ㎡を超える太陽光発電設備の新設等を行う場合、 <u>届出が必要</u> であり、景観形成方針、基準に適合しなければならない。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないこと、パネルは反射が少なく模様が目立たないものを採用すること、などが定められている。
京都府京都市	太陽光パネルの景観 に関する運用基準	・太陽光パネルの色を黒、濃い灰色、濃い紺色の3色に統一 するとともに、公共用空地等から見える場合、規制エリアの 種別により、設置不可や瓦の幅に合わせたパネルとするなど の基準が定められている。
島根県	ふるさと島根の景観づくり条例(法に基づかない自主条例)、風力・太陽光発電施設に係る届出事務取扱	 ・太陽光発電施設の設置面積の合計が 1,000 ㎡を超える場合、事業者は事前相談の上で景観調査を実施し、事前協議を経た上で届出を行い、景観形成に配慮されているか審査される。 ・景観調査は、①建設予定地の調査②可視領域図の作成③景観調査地点の選定方法④景観調査地点からの眺望⑤完成予想図の作成としている。 ・景観調査及び事前協議は、事務取扱において規定さている。 ・太陽光発電施設を特定した景観育成基準はない。
広島県	ふるさと広島の景観 の保全と創造に関す る条例	・大規模行為届出対象地域及び景観形成地域では、高さ13m 又は建築面積1,000 ㎡を超えるものを設置する場合、届出を 行い、景観形成に配慮されているか審査される。 ・大規模行為景観形成基準には、太陽光発電に特化したもの はない。
大分県 杵築市	杵築市再生可能エネ ルギー発電設備設置 事業指導要綱	・5,000 ㎡以上の土地を使用した再生可能エネルギー発電設備設置事業を行う場合、 市との協議、地元(周辺)住民への 説明会の開催が必要となる。